

変化する時代の中で、

私たちが大切にしていること

近頃、生命保険業界をめぐる報道により、保険に対して不安や疑問を感じられた方もいらっしゃるのではないでしょうか。プルデンシャル生命に関する一連の問題は、特定の企業や個人の問題にとどまらず、生命保険業界全体の在り方や、私たち保険に携わる者の姿勢そのものが改めて問われる出来事であったと受け止めています。

私たち大敷保険は、日頃より「お客様と長期的な信頼関係を築くこと」を基本姿勢として活動してまいりました。そのため、今回の報道をきっかけに、当社のお客様に対して必要以上のご心配やご不安をおかけすることは、本意ではありません。むしろ、このような状況だからこそ、「大敷保険であれば安心できる」「困った時に相談できる存在である」と感じていただけることが、私たちのあるべき姿だと考えています。

今回の件を通じて、今後は「一人の営業担当者の力量」だけで評価される時代ではなく、ますます

す。担当者個人のスキルや経験、人柄はもちろん重要ですが、それと同時に、その担当者が所属する会社としての姿勢や体制、継続性がより強く問われる時代になっていくのだと思います。

担当者が変わった場合でも、サービスの質が変わらないこと。万一の場面においても、会社として責任をもって対応できること。こうした点になります。

こうした背景を踏まえ、当社ではより一層、体制整備に力を入れて取り組んでいます。契約内容の適切な管理、社内での情報共有の仕組みづくり、募集およびアフターフォローの手順の明確化、事故や給付に関する対応フローの整理など、個人に依存しない形で、お客様を支えられる体制づくりを進めています。これらは業務効率化を目的としたものではなく、「どの場面においても安心して相談していただける代理店」になるための取り組みです。

一方で、現在の保険を取り巻く環境は、大きな変化の中にあります。DXやAIの進展により、保険の加入手続きや各種照会、簡易的な相談については、オンラインで完結できる仕組みが整いつつあります。利便性やスピードが重視される流れは、今後さらに加速していくことが予想されます。

こうした環境の変化がある一方で、私たちは改めて確認しておきたいことがあります。それは、保険は単なる商品ではなく、「万一の時に正しく機能して初めて価値を持つ仕組み」であるという点です。そのためには、お客様の状況や考え方を理解したうえで説明し、内容を十分にご理解・ご納得いただくことが欠かせません。

大敷保険では、可能な限り対面での説明や、直接のコミュニケーションを重視してきました。効率や手軽さだけを優先するのではなく、「分かりやすさ」「納得感」「安心感」を大切にしている姿勢はこれからも変わる



やぶやぶにゆうす



編集・発行：
株式会社大敷保険
コンサルタント
代表取締役 高橋雅之
〒167-0032 東京都
杉並区天沼3-2-6-2F
TEL.03-3392-6765
FAX.03-3392-6793
mail
office@yabuyabu.com
https://www.
yabuyabu.com/

ことはありません。時代の変化を踏まえ、新しい手法も取り入れながら、必要な部分では従来のやり方を大切に、お客様をお守りしていきたいと考えています。

もし、今回の報道をきっかけに、現在ご加入中の保険について気になる点や、少しでも不安を感じられたことがあれば、どうぞ遠慮なくお声がけください。不安を抱えたままにしないことが、結果として最善の選択につながるかと、私たちは考えています。

「こういう時だからこそ、大敷保険は安心だ」。そう感じていただけている存在であり続けるために、社員一同、これからも誠実に取り組んでまいります。今後とも、末永いお付き合いを賜りますよう、よろしくお申し込み申し上げます。（高橋）

突然の心停止を起こした傷病者の命を救うための医療機器であるAED（自動体外式除細動器）。名前は聞いたことがあると思うのですが、実際に触った方や使用方法をすっかり身に付けている方は少ないと思います。そして私もその一人でした。

今回、AED講習会に参加する機会をいただきましたので、使用方法についてお伝えさせていただきます。

- ①ご自身を含め、周囲の安全を確認してください。
- ②傷病者の肩をたたきながら、耳元で「もしもし」「大丈夫ですか」と呼びかけ、反応の有無を確認します
- ③反応がない場合、大声で周囲にいる方へ協力を依頼します
- ④「119番への連絡をお願いします！」「AEDを持ってきてください！」「AEDを持ってきてください！」
- ⑤119番通報をすると電話を通して通信指令員が行うべきことを指導してくれます。その際、ハンズフリー（スピーカー）機能を活用することをお勧めします
- ⑥傷病者のそばに座り「普段通りの呼吸をしているか、胸部と腹部の動きを見て、10秒以内で確認します。約10秒かけでも判断に迷う場合は、呼吸が無いものと判断し、直ちに胸骨圧迫（心臓マッサージ）を開始します。

AED講習会に参加しました



- ⑥AEDが到着したら、AEDの準備をします。（AEDの準備をしながらも、心臓マッサージをできるだけ続けることが大切とのこと）
- ・AEDの電源を入れる
- ・傷病者の着衣を取り除き、AEDのケ

ース内の電極パッドを袋から出し、保護シートからはがし、電極パッドに書かれているイラストのとおり、傷病者の胸部に直接貼ってください

- ・心電図パッドを張り付けると、「体から離れてください」などのメッセージが

流れ、心電図の解析を始めます。

- ・電気ショックが必要な場合、「電気ショックが必要です」と音声メッセージが流れ、自動的に充電が始まります。数秒後に充電が完了し、「電気ショックボタンを押してください」などの音声メッセージや充電完了の連続音が流れ、電気ショックボタンが点滅するので、「皆さん離れて！」と注意を促し、誰も傷病者に触れていないことを確認し、電気ショックボタンを押します。

（電気ショックが必要ないと解析した場合）には、「電気ショックは不要です」と音声メッセージが流れます。その場合も直ちに心臓マッサージを再開してください

- ・救急車到着まで、心臓マッサージとAEDを繰り返します。AEDは2分ごとに、自動的に心電図の解析を行います。電気ショックの必要があれば再び電気ショックを実行します。（注意）救急隊や医師が到着するまで、AEDの電源は切らないでください。電極パッドも貼ったままの状態にしてください。また、救急隊や医師が到着したら、実施した電気ショックの回数など、応急手当の内容を説明してください。

以上が、おまかな流れになります。講習で受けた注意点をすべてご説明できておりません。もしもの際は、消防署の通信指令員の指示に従って、行動してください。

スギプロ！

また、消防署の方より、消防署では救命講習が開かれているので、たくさんの方に参加していただきたいとのことでした。この記事を見て、少しでもAEDを理解いただき、興味を持っていただければ幸いです。（佐々木）

2月14日にセシオン杉並にて「スギプロ」というプロレス団体の旗揚げ戦がありました。

スギプロとは？（セシオン杉並市より）強さと思いやりのある杉並コミュニティを目指し、プロレスを通じた活動で交流を深め、「子供やお年寄り、動物を見守り、困っている人がいたら寄り添って」という目標のもとにママレスラー、ミス・モンゴルとママ友パバ友、地元のお店屋さんなど杉並区のご縁の輪で立ち上げたプロレスプロジェクト

弊社も日頃からお世話になっている皆様にご協力いただきましてなんと協賛をださせていただきますました！（中島）



歴史散歩道

ああ鳥居強右衛門編

12月8日難攻不落と言われた「高天神城」と「長篠城」に行ってきた。愛知県新城市にある長篠城のふもとにある設楽原で、織田信長・徳川家康の連合軍が三千丁の火縄銃と馬防柵で無敵と言われた武田の騎馬隊を打ち破った戦はよく知られています。

その戦いの前哨戦になる長篠城の攻防戦のこと。攻める武田勝頼1万5千人。守る徳川方の城主奥平信昌500人。奥平は良く守ったものの水の手や兵糧が奪われ、落城寸前の危機に陥った。そこで足軽・小者ともいわれる鳥居強右衛門が武田の包囲をかくぐり、岡崎にいる家康に救援を求めて城を抜け出した。岡崎には織田信長が2万の将兵を率いて到着していた。信長は早速救援に向かうことを約し、強右衛門にも本隊と一緒に帰城することを勧めた。しかし強右衛門は一刻も早く長篠城で待つ仲間知らせたいとその場を立ち去った。

今度も宇連川を潜り城に近づいた時に、武田方に見つかって、勝頼の前に突き出された。勝頼は強右衛門の勇気を称え城に向かって、「援軍は来ない！と言え」武田家は十分として取り立てるといふ恩賞を出した。強右衛門はその条件を

承諾した。強右衛門は縛られた姿で長篠城の前に突き出された。そこで「城内の皆様！織田・徳川軍は、後2・3日で来ます。辛抱していれば必ず勝ちます！」と叫んだ。怒った武田側は城内に向けて



強右衛門を磔にし、串刺しに処刑したのであった。享年36歳。その後におきた長篠の戦いは前記通りである。

私が興味を持ったのは、その後の鳥居家である。強右衛門の嫡男は奥平家で

100石の士分に取立てられ関ヶ原の戦いでは西軍の安国寺恵瓊を捉えた功績で200石を加増され、その後も御番頭などを務め最終的には1,200石の高禄になった。奥平信昌は家康の長女亀姫を正妻に迎えた関係から徳川・松平一門となった。強右衛門の孫の子孫は行田市忍城松平家の城代として、明治維新の際に新政府軍に城明け渡しの際の署名をした。のぼりの城で有名になった忍城に行った際には全く触れられてなかったが、今回新発見できた。

鳥居家といえば、関ヶ原戦の伏見城攻防戦で討死した元忠や幕末の蛮社の獄を指揮した勘定奉行で妖怪と言われた耀蔵が有名だが、全く別な鳥居家である。時代は生成AIやデジタルかもしれないが、この鳥居強右衛門の戦国時代からの成り上りの武士の生きざまに矜持を感じた次第である。

信念をもって目的に駆け走るそんな午年の一年にしたいです。(大藪)



参考文献・金子拓「語り継がれる武士の魂 鳥居強右衛門」(平凡社)

構造的改革へ

連載第4回

金融3業つてご存じでしょうか。銀行、証券そして保険です。この3業が販売する「商品」の違いを簡単にあらわすと、銀行は預金という「内容が簡単で一般の消費者が必要なもの」を売る、証券は「内容が複雑だけど投資目的をもった者(投資家)だけが必要とするもの」を売る、そして保険は「内容が複雑なのに一般消費者が必要なもの」を売ります。もちろん3業にそれぞれ様々な販売規制が課せられていますが、銀行と証券ではそれほど重大な問題は生じません。一般消費者が容易に理解できる預金商品、欲のたまりである投資家が敢えて買う複雑な投資商品、いずれもマッチングしています。それなのに、保険だけは、一般消費者がどうしても必要な商品が難しくて分かりにくいのです。保険販売での仲介者、つまり代理店の役割がいかに重要か、お分かりになるでしょう。いかげんな経営体質をもつビッグモーター社が、どうしてお客様の立場にたって保険を売ることができのでしょうか！ ビッグモーター社のいかげんさは、この点で金融庁のお怒りをおかけしたのです。

(早稲田大学学院法務研究科大塚教授)

自転車にも

青切符

令和8年4月1日から、16歳以上の自転車運転者に対して「交通反則通告制度」が適用されます。16歳未満の者による違反については、指導警告が行われており、その取扱いに変更はありません。

「交通反則通告制度」とは交通違反をした場合の手続を簡略化するための仕組みです。一定期間内に反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けないで事件が処理されます。この時、発行される交通反則通告書がいわゆる「青切符」と呼ばれます。違反者は警察官から、反則行為となる事実等が記載された「青切符」と、反則金の納付時に銀行や郵便局の窓口を持参する「納付書」が交付されます。反則金を仮納付すると、刑事手続に移行せず、起訴はされません。反則金を仮納付することで、取調べや裁判を受けるために出頭する必要がなくなり、また裁判を受けることもなく、有罪となっていない「前科」がつくこともありません。

対象となる違反行為は113種類ほどあるようですが代表的な例としてはつぎのようなものがあげられます。運転中に携帯電話(スマートフォン等)を手を持って通話したり、画面を注視したりした場合(ながら運転) 1万2千円

- 信号無視6千円
- 通行区分違反・逆走(車道の右側通行)や歩道通行した場合6千円
- 安全運転義務違反(傘さし運転や、イヤホン等で周囲の音や声が聞こえない状態で運転した場合) 5千円
- 指定場所一時不停止(一時停止標識等を無視して交差点を通過した場合) 5千円
- 2人乗り、並走(横に並んで走行)3千円
- 整備不良(無灯火運転やブレーキが正常に作動しない状態で運転することにより、交通の危険を生じさせた場合) 5千円

この中で今回注目したいのは「信号無視」です。歩行者用信号機に「歩行者自転車専用」という表記がある場合、自転車は車道を行っても歩行者用信号機を守らなければなりません。(歩道の走行も青切符の対象なので自転車は車道を守る必要があります。) 歩行者用信号が車道から離れているような大きな交差点では特に注意が必要です。

なお、自転車への交通反則通告制度(青切符)の導入後も、自転車の違反は基本的に指導警告が行われるとのこと。例えば、単に歩道通行をしたといった場合は原則として指導警告の対象とのことなので直ちにすべての違反が罰金に直結するという運用ではないようです。ただし、交通事故の原因となるような「悪質・

物価高と火災保険金額の落とし穴

近年、私たちの暮らしを取り巻く環境は大きく変化しています。とりわけ顕著なのが物価の上昇です。建築資材、設備機器、人件費など、住宅や建物に関わるコストはこの数年で大幅に上がり、「以前と同じものを、同じ金額で復旧することが難しい時代になっています。」

こうした物価高は、実は保険、とりわけ火災保険にも大きな影響を及ぼします。火災保険の保険金額は、毎年自動的に見直されるものではありません。ご契約当時の建物評価額をもとに設定された金額が、そのまま継続されているケースが大半です。

問題となるのは、いざ事故が発生した際です。保険会社は支払査定過程で、事故時点における建物の再調達価額や評価額(同じ大きさの建物を建て直す金額とお考えください)を改めて確認します。その結果、実際の評価額に対して保険金

額が低いと判断されると、「保険金額が不足している状態(一部保険とも言います)」となり、比例てん補が適用される可能性があります。

比例てん補とは、簡単に言えば、適正に保険金額を設定されていないことを理由に損害額が全額支払われない仕組みで、その割合に応じて減額された保険金しか受け取ることができなくなります。事故が起きてから初めて「こんなに差額が出ると思わなかった」と気づくのは手遅れになります。

こうした事態を防ぐため、弊社では物価上昇や建築費の動向を踏まえ、火災保険の保険金額について定期的な見直しをご提案してまいります。ただし、保険金額の適正化は、私どもだけで完結できるものではありません。建物の実情やお客様のご意向を正しく反映するためには、お客様ご自身にもその必要性をご理解いただくことが重要です。

「保険は万一の時の備え」です。だからこそ、いざという時に十分な補償を受けられる状態になっているか、今一度一緒に確認していければと考えております。物価高の時代だからこそ、見直す価値があるのではないでしょうか。(高橋)

